

福祉有償運送 登録の流れ

NPO等、福祉有償運送を行う団体

< 団体の要件 > NPO、社会福祉法人、公益法人等

< 運送の対象 > 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、
要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の
障害を有する者で、単独では公共交通機関を利用すること
が困難な方

「新規登録」、「更新登録」または「料金の変更」等に際して、運営協議会で
その内容を協議する。

練馬区福祉有償運送運営協議会

< 役割 > 福祉有償運送の必要性や運行にあたっての安
全・利便の確保等について協議する場

< 構成 > タクシー事業者およびその組織する団体、福祉
有償運送の利用者等、東京運輸支局の職員、
学識経験者、区職員など

協議が調った場合には、練馬区が「協議が調ったことを証する書類」を発行
する。団体は、申請に必要な書類等に、「協議が調ったことを証する書類」を
添付して申請する。

東京運輸支局

登録の有効期間は2年
(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の
更新登録の有効期間は3年)